

平成18年第3回海津市議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年9月11日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定について
- 日程第19 議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第86号 海津市総合開発計画基本構想について
- 日程第22 議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第23 認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について

て

日程第25 認定第3号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計決算の認定について

日程第26 認定第4号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定につい
て

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼 総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	建設部建設課長	丹羽功君

水道環境部長	高木謙次君	水道環境部 下水道課長	高木武夫君
市民福祉部長	大倉富夫君	市民福祉部参事 兼障害福祉課長	後藤昌司君
消 防 長	田中俊澄君	教 育 次 長	菱田秀明君
教育総務課長	渡辺良光君	総務部財政課長	福田政春君
監 査 委 員 事 務 局 長	高木 栄君	選挙管理委員会 事 務 局 長	菱田義博君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	加藤賢治君	産 業 経 済 部 商工観光課長	横井五月君
市 民 福 祉 部 市 民 課 長	安藤 勉君	参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	大井喜代次君
歴史民俗資料館 館 長	神野正美君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	森 賢 一	議会事務局次長 兼 議 事 係 長	馬 場 司 郎
議会事務局課長			
補佐兼庶務係長	近 藤 和 子		

開会宣告

議長（水谷武博君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、6番 永田武秀君、7番 福井恭平君を指名いたします。

会期の決定について

議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本会の会期は、本日から9月22日までの12日間にしたいたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日から9月22日までの12日間とすることに決定をいたしました。

なお、本定例会の本議場の執行部席に係課長等の順次着席を許可いたします。

一般質問

議長（水谷武博君） 日程第3、一般質問を行います。

質問が事務局に届いた順に発言を許可いたします。

なお、答弁者は登壇にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁を願います。

また、一般質問は、通告以外の発言は慎んでいただき、再質問につきましては、要旨を簡潔に願いたいと思います。

福井恭平君

議長（水谷武博君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可いたします。

福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

7番（福井恭平君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私は二つの事柄についてお尋ねしたいと思います。

初めに、市財政の実態について市長にお尋ねをいたします。

約 600億円、これは6月20日に国に対して財政再建団体の指定を申請した北海道夕張市の負債総額であります。今、全国の市町村の行財政担当者の中で「夕張ショック」という言葉が流行しているという報道がなされておりますが、この言葉に、全国の地方公共団体の財政状況が年ごとに厳しさを増している現実を、今さらながら改めて認識をさせられました。

夕張市は、炭鉱の閉鎖によってピーク時には12万人余りいた人口が1万3,000人までに激減したという、全国的に起こっている過疎の流れの象徴的な地域だと言えます。数多くの企業が次から次へと撤退していく中で、市は、国の指導もあり、観光都市への脱皮を目指してホテル経営やスキー場などの経営に乗り出し、衰退した地域を強引に活性化させようと採算性を無視した事業を展開してきた結果、負債が600億円にまで膨れ上がったようでございます。

さて、当市の財政状況は、このような異常な状態にはないと思いますが、急速な高齢化の進行などによって年々その厳しさは増すばかりで、少しでも気を緩めたり、かじ取りを誤れば、市政が取り返しのつかない事態に陥る可能性が全くないとは言えません。

8月18日、海津市総合開発計画審議会は、市長に海津市総合開発計画を答申いたしました。新生海津市は、この計画に沿ってまちづくりを進めていくことになるわけですが、海津市民の夢と未来を約束するこの計画が、絵にかいたもちに終わることなく、着実に、そして予定どおり進められていくためには、健全財政の確立、長期的な財政の安定が何より大切であります。

そこで、市の現在の財政状態をどのように認識し、将来を展望しておられるのか、次の数字を上げてお聞かせいただきたいと思っております。

1. 財政構造の弾力性を示す経常収支比率、2. 財政構造の長期安定性を示す起債制限比率、3. 1人当たりの地方債残高。

開発計画が順調に実行され、5年後、10年後の海津市が市民にとってすばらしいまちになっていることを願っております。

続きまして、教育長に総合型地域スポーツクラブの設立についてお尋ねをいたします。

小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会は、全国各地で盛んに開催されておりますが、全国的なスポーツ大会への参加を目標や励みとすることは、子供たちがスポーツに親しみ、健康・体力づくりを進める上で極めて有意義なことだと考えます。

また、こうした全国的なスポーツ大会が毎年同じ市町村で継続的に開催される場合には、そこが子供たちのあこがれの場所となるなど、地域の活性化においても大きな役割を果たし

ております。スポーツを振興させることは、健康の維持・増進を図る上からだけでなく、地域の交流を深め、市全体を活性化させ、健康なまちづくりを進める上からも極めて重要なことだと言えます。

平成24年には岐阜国体が予定されており、県民・市民のスポーツに対する関心はますます高まるものと思われ、市としても、市民の多くの皆さんがいろいろなスポーツに興じることのできる場所と機会を整え、提供することが緊急の課題ではないでしょうか。

生涯スポーツ社会の実現のため、総合型クラブの育成は必要不可欠な施策です。総合型地域スポーツクラブの設立に向けての取り組みの現状と今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 福井恭平君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 福井恭平議員の、市財政の実態についての御質問についてお答えします。

本年3月の第1回定例会の折に、福井議員からの御質問に答弁させていただきましたように、まず行政改革大綱により行政改革の必要性と、合併の効果を最大限に生かした、海津市の行財政運営の目指すべき方向を明らかにさせていただきました。その上で、職員の定員管理と給与の適正化等を図るとともに、補助事業の総点検を初め、徹底した事務事業の見直しや、類似施設の統廃合及び効率的な管理・運営に努めてまいります。あわせて、総合開発計画に掲げました施策の着実な実現に邁進してまいります。

財政数値につきましては、平成17年度普通会計決算見込みをもとに算出しておりますが、経常収支比率は79.1%でございます。この数値は地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されておりますが、旧自治省当時の指導といたしましては、市町村では75%を上回らないことが望ましいとされておりました。しかしながら、地方財政の厳しい今日、多くの市で80%を超えているのが現状であります。また、人件費に対する経常収支比率は、40%を超えると財政は運営が厳しくなると言われておりますが、本市においては28%でございます。

次に、起債制限比率につきましては3.6%でございますが、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、起債制限は、従来の起債制限比率から実質公債費比率という新しい基準により行うことになりました。

実質公債費比率は標準財政規模に占める地方債の元利償還金の割合ですが、従来の起債制限比率と異なるのは、元利償還金に上水道等企業会計や下水道、一部事務組合の元利償還金に対する一般会計からの繰出金も算入することで、いわば連結決算の考え方を導入している

ものであります。この実質公債費比率が18%を超えると地方債許可団体に移行し、自由に起債ができず、県の監視下に置かれます。また、25%を超えますと一般単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

海津市の実質公債費比率は、過日、新聞でも報道されましたが、6.7%でございます。今後、各事業において合併特例債を発行いたしますが、これは元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、実質公債費比率の分子に当たる元利償還金の額から控除される有利な起債であります。

しかしながら、厳しい地方財政の中、合併特例債といえども債務に変わりはありませんので、その発行については慎重に検討してまいりたいと思っております。

最後のお尋ねの、市民1人当たりの地方債残高は、普通会計では32万6,719円、企業会計及び下水道会計を含めると95万8,704円でございます。

議員の御質問の中で、財政再建団体の指定を申請した夕張市の例を御指摘されましたが、去る8月に発行されました雑誌に「全国・市倒産危険度ランキング」という特集が掲載され、当市は732ある市の中で、そのランクは下位の方にございまして、701位でありましたが、引き続き長期的な財政の安定を図るため、健全財政の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

教育長（平野英生君） 福井議員の、総合型地域スポーツクラブの設立についてお答えします。

スポーツの振興は、人づくり、まちづくりを進める上で極めて重要であると考えております。教育委員会では、より多くの市民の皆さんが気軽にスポーツを楽しんでいただき、親しむことができるように、軽スポーツ教室を3会場で開催し、多くの皆さんの参加を呼びかけております。

また、この10月にはバレーボールの全日本選手でありました櫻井選手の招聘を予定しておりますが、そのほかにも著名なスポーツ選手を招聘して、市民の皆さんを対象にした講演会や、スポーツ少年団等に対する実技指導なども検討してまいりたいと思っております。

市内には、体育館、グラウンド、テニスコートなど多くの体育施設がありますし、また学校施設の開放も実施しており、多くの市民の皆さんにスポーツを楽しんでいただける環境は、かなり整備されてきていると思っております。

議員御指摘のとおり、生涯スポーツの実現のためには、総合型地域スポーツクラブは有効

な一つ的手段であると考えております。海津市の教育委員会におきましても、本年度からスポーツ担当の派遣社会教育主事を1名、県から派遣していただきましたので、その職員を中心に、今準備を進めておるところでございます。

これまでは総合型地域スポーツクラブの内容の周知に努め、市内の各スポーツ団体を対象にした研修会を開催してまいりましたし、また総合型地域スポーツクラブの中心的役割を担っていただきたい体育指導委員の皆さんに各種の研修会へ参加をしていただき、その必要性を認識していただくようにしてまいっておるところでございます。

今後は、各中学校区を単位としたモデル地区を選定して、自治会等への説明や、設立に向けての具体的な準備を進めてまいりたいと思っております。

また、ボート競技を含め、長良川サービスセンターを活用した総合型地域スポーツクラブの設立についても検討していきたいと思っております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 福井議員、再質問はございますか。

〔7番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） ただいま市長、教育長から御答弁いただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

財政の面につきましては、市長がお答えいただきましたけれども、海津は非常に安定的な内容で財政状態があるということを私も理解しております。先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、7月29日に発表されました県内の実質公債比率の数字ですけれども、海津市は県内の市町村ではいい方から5番目に入っているということで、そういうことも新聞でも公表されておりますし、数字的な裏づけも今説明いただきましたので安心はしておりますけれども、今後も、より一層しっかりした運営をやっていただき、市民に迷惑がかかることのないようやっていただきたいと思えます。

それで、関連して質問いたしますけれども、今年度の予算が約150億円ということになっていると思いますが、その中で市税が約36億円、地方交付税交付金が42億円ということになっていると思いますが、このあたりの数字が予定どおり納まってきているのかどうか。ちょうど新年度に入って半年ほどたちましたので、国の方はどういう交付のされ方をしているか、ちょっとわかりませんが、予算どおりの市税が納まっているのかどうか。それから、国からの交付金も当初の予定どおり入っているのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、教育長にお尋ねいたしますが、先ほど市内の体育施設、それからいろいろな人の面も充実していくという御説明をいただきました。私も確かにそうだと思っておりますが、合併して三つの町のやり方がいろいろ違っているというか、まだ統一的な指導方法というか、

体育指導委員にしても、うまくいっていないというような面もちらちら聞きますので、そのあたり、今後、教育委員会としてどのような指導をされていくのか。せっかくある施設、そういう機関がうまく機能するためにはどういう方向で行ったらいいか。

以上2点、お尋ねしたいと思います。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 福井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

市税の収納状況についてという御質問でございますが、市税につきましては、市民税、それから固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税があるわけでございますが、これらにつきましては、平成18年度の状況といたしましては、三位一体改革の一環といたしまして、税源移譲の中で関係税法の制度改正等があったわけでございます。これにつきましては、増収の傾向にあるということ。また、法人の業績の向上もあわせて、固定資産税につきましては、設備投資による償却資産の増収を見込んでおるわけでございます。

市税の歳入予測といたしましては、総額といたしまして4億5,000万ほど増収になるのではないかという見込みを立てているわけでございます。内訳といたしましては、市民税が約2億円、13.1%の増でございます。固定資産税におきましては約2億5,000万円で、13.7%の増という見込みを立てているわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、自主財源の一層の確保に努めまして、財政基盤の安定化を図っていききたいと、このように考えておるわけでございます。

地方交付税につきましては、予算額約42億円ということでございますが、現在のところ、予定どおり推移しておることを御報告申し上げたいと思います。以上です。

議長（水谷武博君） 平野教育長。

教育長（平野英生君） 今、お話がございましたけれども、確かに合併しましてから、まだ足並みがそろっていない部分があるんじゃないかというのは、御指摘のとおりあると思いますが、各町、それぞれが50年間という歩みをしてきた中で、いろんな社会教育にかかわる行事等、充実してきていますけれども、そういったものの歩みがそれぞれ特色がありますので、そういった各町の持つよさをできるだけ生かしながら、全市的な足並みをそろえていく方向に向けて、行事等につきましても、よいものがあればそれを他の町に広げる方向とか、それから体育指導委員の皆さんにつきましても、今までは各町にかかわってございましたけれども、他町のかかわりを少しでも持ってもらいながら全市的な立場で活動してもらおうような方向を今考えているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 福井議員、再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） 税の方についても予想以上の高い収納率であるということをお聞かせいただきまして、安心しております。交付金の方も予定どおり入っているということで、今年度の事業も順調に進めていかれるものと思っております。

それでは、最後に市長にお尋ねをいたしたいと思いますが、先ほどスポーツ関係のことでいろいろ質問をさせていただきましたが、いろいろな大会というのがございますが、県大会とか全国大会、海津市の中にも、それぞれの競技団体によって大会が持たれているわけがございますが、例えば市長杯争奪戦というような競技大会を持つということは、各団体においても非常にやる気が起こるといふか、動機づけになるということだと思いますので、そういう大会を何らかの形で持つことはできないものかということ、まず1点、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、市税が順調に入っているということをお聞きしましたけれども、これは非常に結構なことですが、御承知のように、岐阜県の方では裏金問題ということで毎日電話がかかりっ放しで、税金を払わないぞというようなことが伝えられております。実際にそうなるかどうかわかりませんが、例えばNHKの受信料を払わないという人が今何百万件ということで、何百億円という欠損が出ております。それから国民年金にしても、未納とか不払いという問題が起こっています。海津市についてはそういう問題はないと思っておりますけれども、例えば一般の市民の方は、県もやっておるんだから、海津市も何かないかしらんというようなことをちょこちょこ聞きます。

ここで市長に、絶対ないということ、もちろん信じておりますけれども、その一言をお聞かせいただきたいということと、今後も、しっかり厳しくチェックしながら財政運営をやっていくということをお聞かせいただきたいと思っております。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 総合スポーツクラブは推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、市長杯争奪の大会をとということでございますが、今、海津市のいろんなスポーツがございまして、その中で市長杯争奪の大会になっているものもございまして、したがって、それを目標に、市民の皆さん方が本当に生き生きとスポーツを楽しんでいただけるのであればそういったものは考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、大変残念な思いをいたしますが、県でああいった形のものであらわれてきたということで、この海津市ではどうかということでございますが、昨年3月28日に海津3町が合併いたしました。そして、私、5月にこういう立場にさせていただきました。私は、合併するということは、3町の持っていた歴史をすべてオープンにしたいと考えて、今、そう

いった形で行政を進めさせていただいております。

したがって、その時点でいろんな点もございました。議員から御指摘があった点もございましたけれども、そういった県のような形のものはないと、過去になかったんであろうと私は類推をいたしております。

今現在は、例えば東海3県、あるいは滋賀県に対しての日帰り出張費も、海津市はやめております。そして、ガラス張りの、私自身の交際費もすべてホームページで提示をさせていただいておりますので、そういったことのできる余地は、この市町、直接行政を担当しているところではないだろうと、海津市でもない、このように考えているところでございまして、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、今回のことに関しまして一つお願いがございまして、海津市にも市民の皆さんから多くのお怒りの電話をいただきました。市民・県民税を納めないぞというお電話をいただきましたけれども、岐阜県の方はということでございまして、しっかり海津市はやっておりますし、そちらの方は、ぜひ先生方にも御理解をいただいて、市民の皆さん方に御説明をしていただければありがたいと、このようにお願いを申し上げたいと思います。

以上で福井議員の答弁とさせていただきます。

伊 藤 善 朗 君

議長（水谷武博君） 続きまして、12番 伊藤善朗君の質問を許可いたします。

伊藤善朗君。

〔12番 伊藤善朗君 登壇〕

12番（伊藤善朗君） 議長のお許しを得ましたから、通告に従って一般質問をいたします。

揖斐川右岸の特殊堤について。

今から35年ごろ前に、南濃町太田・安江地区にまたがる揖斐川右岸特殊堤の改修計画に伴って、特殊堤沿いの住宅等の移転について、関係機関より説明があったと聞き及んでいます。

本年6月に木曽川下流河川事務所により「ふれあい懇談会」が開催され、地区関係者とともに特殊堤を巡視しましたが、接続部分にずれが見受けられました。

また、地区関係者より「想定外の降雨があった場合、大丈夫なのか」「地盤沈下が起きている」「今後、改修計画があるのかないのか」などの質問がありました。特殊堤について旧南濃町時代から、要望も含め継続して関係機関と協議され、本市に引き継がれていることと思っておりますが、その経緯と現状及び今後の推移について地区住民に説明するとともに、意見を十分に聞き、国土交通省、中部地方整備局、木曽川下流河川事務所と連携を図り、さらに一層の協議を重ねて、安全・安心なまちづくりを推進することがとても大切なことと考えます。市長の所見をお伺いいたします。以上でございます。

議長（水谷武博君） 伊藤善朗君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 伊藤善朗議員の、揖斐川右岸の特殊堤についての御質問にお答えをいたします。

南濃町太田の揖斐川右岸に設置してある特殊堤は、昭和37年度に完成し、延長約 510メートルであります。特殊堤については、必要な堤防の高さ及び断面の確保ができていないことは認識をいたしてありまして、旧南濃町時代からきょうまで、毎年、国当局へ要望活動を行ってきております。

本年7月にも、岐阜、愛知、三重県で構成しています「木曾三川下流改修工事期成同盟会」の重点要望箇所と位置づけ、国土交通省、財務省及び3県選出の国会議員に事業促進の要望活動を実施してまいりました。

また、特殊堤につきましては、昭和56年度にグラウト充てん、平成3年度及び13年度には目地補修等を施しており、地域の皆さんの不安が少しでも和らぐよう修繕事業を行ってまいりました。

なお、現在、国土交通省では、ことし6月に実施しました、揖斐川・長良川流域住民を対象とした「ふれあい懇談会」、先ほど先生からも御指摘がございましたけれども、その場所で住民の皆さんの意見や要望、並びに平成15年度に特殊堤を調査した結果を踏まえて河川整備計画を策定中であると聞いておりますので、今後も積極的に整備促進をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

以上、伊藤善朗議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 伊藤善朗君、再質問はございますか。

12番（伊藤善朗君） ありません。

浅井まゆみ君

議長（水谷武博君） 続きまして、13番 浅井まゆみ君の質問を許可いたします。

浅井まゆみ君。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点、市長に質問させていただきます。

まず1点目は、少子化対策でございます。

今回は、妊産婦さんの立場で3点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、妊婦健診の助成拡大についてでございます。

御存じのとおり、本市における少子化は非常に深刻な問題であり、16年度の合計特殊出生率は1.23と、全国平均を下回っている現状であります。少子化の原因は複雑であり、多様な施策の組み合わせによって解決を図っていくことが必要ですが、子育て奮闘中の若い世帯から強く望まれているのは経済的支援です。

本年4月より乳幼児医療費の無料化が、小学6年生まで入院費が拡大されたことは多くの方から大変喜んでいただいているところですが、私が出産適齢期にある既婚女性と懇談する中でよく出てくる相談の一つは、妊婦健診の充実です。妊婦健診は健康保険の適用がなく、全額自己負担です。費用は1回平均6,000円前後で、出産までの間に約15回、出産後も2回程程度の健診を受けるのが一般的なケースです。分娩費用とは別に10万円近くが必要だということになります。

先日の新聞の報道によりますと、江南市では来年度より出産前後にかかった費用を12回分助成する方針という記事が載っていましたが、現在、本市においては2回分（35歳以上は3回分）を一部助成しているのみということでございますので、わずかな負担軽減にしかなっておりません。少子化対策に加え母体の健康を守る観点からも、妊婦健診の助成をもう少し拡大できないものでしょうか、お尋ねします。

次に、出産育児一時金の受領委任払い制度についてでございます。

出産育児一時金の支給額がことし10月から30万円から35万円に引き上げられますが、その支払い方法について、保険者から直接医療機関に分娩費を支給する受領委任払い制度に改める改善策を厚生労働省がまとめました。現行制度では出産後に請求した後に支給されますが、受け取るまでに1ヵ月近くかかります。病院への支払い時に高額な分娩費を用意しなければならず、困る人も少なくありません。貸付制度もありますが、なかなか利用しにくいとの声をよくお聞きします。

そこで、今回の改善策は、出産予定日の1ヵ月前から被保険者による事前申請を受け付け、出産後に保険者である市町村などが医療機関に直接35万円を上限に支給する方法に変更されます。例えば、分娩費が30万円だった場合、保険者が30万円を医療機関に支払い、残りの5万円を親に支給する。また、40万円かかった場合、保険者が医療機関に35万円を支払い、差額分の5万円を親が医療機関に支払うことになります。

この改善策は、ことし10月以降に厚労省からの通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから順次実施することになっています。ただ、強制ではなく、各保険者の任意での実施となるため、市町村などでの改善策の実施に向けた積極的な取り組みが望まれています。

そこで、本市において、若い御夫婦の経済的負担を少しでも取り除き、少子化改善のためにも、この出産育児一時金の受領委任払い制度を積極的に早期に導入していただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

次に、マタニティマークの活用についてでございます。

マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を促すため、厚労省が全国統一のデザインを公募し、ことし3月に決定したものです。

これがマタニティマークです。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期は、つわりやホルモンのバランスの変化などで負担が大きく、「満員電車で押される」「優先座席に座ると白い目で見られる」「近くでたばこを吸われる」など、苦痛を訴える声をよくお聞きします。

今、全国各地では、このマタニティマークをバッジやキーホルダーにして、市役所や保健センターなどで母子健康手帳交付時に配付して、周囲に配慮を促す啓発が行われています。

そこで、本市においても、だれが見ても妊婦さんだとわかるように、こうしたマタニティマークをバッジなどにして配付してはどうでしょうか。妊産婦に優しい環境づくりを進めていくためにも、ぜひお願いいたします。

以上3点、市長の御所見をお伺いします。

2点目に、障害者の就労支援について御質問させていただきます。

障害の程度はさまざまですが、自立して働きたいと思っている障害者の方は多く、何か仕事はないかと、よく御相談を受けます。授産施設等で就労している方の中にも一般就労への移行を希望してみえる方がいますが、厳しい現状にあるのが実態です。この子なら立派に普通に働けるのに、わずかな賃金で授産所に置いてもらわなければならない。親亡き後、どうなっていくかが一番不安と、胸中を吐露される親さんも見えます。地域で自分らしい生活を送りたい、仕事をして自立し、生きている支えや自信、誇りを持ちたいという切実な願いにこたえるべく、障害者が一人で生きられる対策と職場確保のために、民間企業にもっと働きかけていただき、障害があっても働ける社会づくりと雇用対策を考えていただきたいと思えます。

そこで、障害者の方の専用の窓口として、障害者就労支援センターを福祉施設などへ設置してはどうでしょうか。また、4月よりスタートした障害者自立支援法では障害福祉計画を定めることになっていますが、就労の支援はどのようになっているのでしょうか。障害者の就労についての実態調査と今後の計画についてお尋ねします。

以上で質問を終わります。

議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の御質問についてお答えします。

1点目の少子化対策についての御質問ですが、最初の妊婦健診の助成拡大をとのお尋ねでございますが、現在、市では、御指摘のように、母子保健法に基づき妊娠前期と後期の2回、35歳以上の方は3回の助成を基準として助成をいたしております。

現在、市の妊婦健診受診票交付状況は、平成17年度で282人であり、全部の受診に対する助成には新たな財源が必要となってまいりますので、県内市町村の状況も参考にしながら、県に対しましても助成制度の要望も行ってまいりながら、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、出産育児一時金の受領委任払い制度についてのお尋ねですが、この制度は、出産費用の負担軽減を図り、安心して出産できる環境整備を推進するためのものであると認識をいたしており、改善案では出産育児一時金の全額を支払うことができますので、医療機関の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、マタニティマークの活用についてのお尋ねですが、妊産婦に対する理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、交通機関における優先的な席の確保などに、マタニティマークを活用して取り組むことは大切なことと考えております。

母子健康手帳交付の折に配付するのが望ましいと思いますが、有効活用を図るため、妊産婦の方の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

第2点の、障害者の方の就労支援についての御質問でございますけれども、障害者就労支援センターは、障害のある方と職場とのかけ橋となる有効な組織であると認識をいたしております。

本市では、従来より身体障害者の方の生活支援や、就労に係る相談業務を社会福祉法人岐阜県いちい会に委託をしており、平成17年度は127件の相談があり、相当数が就労にかかわるものであります。

また、本年10月1日からは知的障害者の方の相談業務を、西濃管内の2社会福祉法人、精神障害者の方は医療法人と社会福祉法人の2法人に委託し、社会福祉士や精神保健福祉士の専門スタッフに生活支援や就労の相談を受けていただくことにより、就労支援を行ってまいりたいと思っております。

次に障害福祉計画は、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込み及びその提供体制の確保に関する計画であり、今年度中に策定するものであります。

計画策定の基礎データとして、障害者の方を対象にアンケート調査を行い、福祉サービス等のニーズや生活状況、就業意欲、就業状況等について実情を調査し、これらの分析結果を受け、障害者の方の就業の確保に関する方策を定めてまいります。

また、平成19年度には障害者基本法に基づく障害者計画を策定しなければなりません。障

害福祉計画は、障害者側のニーズを明確にし、その供給体制の確保を考察するものですが、障害者計画は地域の社会資源を視野に入れて策定するものでありまして、障害者雇用率制度を柱とした施策の推進、障害者によるNPO法人等の設立、創業・起業等の活動に対する支援策等の検討、企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用の場における障害者の人権擁護を講じる適切な措置等も計画に反映してまいりたいと思います。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君、再質問はございますか。

〔13番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君。

13番（浅井まゆみ君） 妊婦健診についてでございますが、いわゆる団塊ジュニアと言われる女性の方々ですけれども、今、32歳から35歳ぐらいになってみえると思うんですけれども、出産適齢期というものが、あと二、三年かと思うんですよね。その二、三年の間に、今度少子化対策について、もう少し重点的に経済的予算配分をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、第2子、第3子からの助成をふやすということも考えられますし、また期間を区切った助成拡大ということも少し念頭に置いて御検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、マタニティマークについてでございますが、我が市におきましては、公共機関、電車とかバスとかを利用される方は少ないと思うんですけれども、私の経験上、妊娠初期、第1子までというのは、まだまだ働いてみえるお母様方が多いと思うんです。私の経験でも、名古屋まで出産直前まで通勤していたんですけれども、やはり満員電車に揺られ、30分、40分立ちっ放しで、何回も気分が悪くなって途中下車したという経験もございますので、ぜひこのマタニティマークの活用については、積極的に取り入れていただきたいと思います。

また、この間、新聞で見たんですけれども、このマークをカードなどにして、身体障害者用の駐車場にとめられるように、フロントガラスにそのカードを置いてやってみえる市もあるということを見聞いたしましたので、そういうことも一度御検討願いまして、よろしく願いいたします。以上です。

議長（水谷武博君） 要望でよろしいですか、答弁求めますか。

13番（浅井まゆみ君） はい。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問の中で、第1点目の妊婦健診の受診の関係でございますが、市長からも答弁申し上げましたとおり、当然財政的な問題は含んでくるわけございまして、県内の状況等のお話もさせていただきました。特に我々考えますと、こ

ういう制度につきましては、全国的に一律に考えるのが妥当なのか、その次に、また県内一斉にスタートするのがいいのか、いろいろ関係があるかと思っております。その中で、御指摘のように第2子から、あるいは第3子とか、いろんな面を御指摘いただきました。そういうことも含めまして積極的に検討していきたい、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、マタニティマークにつきましては、答弁しておりますとおり、前向きに考えておりました、妊婦健診等の皆さん方の御意見も聞きながら、そう経費もかかるものではございませんので前向きに考えていきたいと、こんなふうには答弁しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君、再質問ありますか。

〔13番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君。

13番（浅井まゆみ君） 次に、障害者の就労支援についてでございますが、一つお聞きしたいんですけれども、障害者として認定されない場合の方でも障害者と同様の就労支援を受けることが可能なものか、お尋ねします。

議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 先ほどの再質問でございますが、障害者手帳、それから療育手帳等をお持ちでない方につきましても、同様な就労支援とか生活支援の相談はできることになっております。以上でございます。

川 瀬 厚 美 君

議長（水谷武博君） 続きまして、4番 川瀬厚美君の質問を許可いたします。

川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

4番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので、市民に安心・安全の情報をということで、2点ほど市長にお尋ねをしたいと思います。

8月27日、長良川河川敷において、自衛隊、県警の参加も含む大規模な市の総合防災訓練が行われました。計画、準備、そして実施された関係者には大変御苦労さまと、心から御礼を申し上げたい、このように思います。

しかし、市民の方からは、あれは単なる形式的な訓練にすぎない、そんな厳しい御意見も受けたのは事実であります。

そこで、今後の方法としまして、各自治会に呼びかけ、全市一斉に防災訓練を行われるのが望ましいのではないかというふうに思います。

当市は高低差もあり、また地盤のかたさも地域によって大きな差がございます。一たび大震災、有事となれば、あらゆる被害が想定される。訓練を通じ、いろんな問題点、また発見もあるかと思えます。市民の危機感を促す意味でも、ぜひ実施されたいと、このように思っております。

また、他の市民いわく、たびたび「安心・安全なまちづくり」という言葉をよく聞く。では、公共の建物、避難場所とされている建物は、どの建物が耐震診断を終え、数値が悪い建物は、どのような業者によってどのような補強工事がされ、どのくらいの震度に耐え、耐用年数はどれくらいなのか、市民は具体的に知らされていない。それで安心・安全なまちと言えるのかと、このような厳しい御意見もいただいております。

また、さらに、他県においては「避難場所」という大きな誘導看板も見受けられます。市としては、今後そのような考えはないか、市長の御意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の、市民に安心・安全の情報をについての御質問についてお答えいたします。

先般実施いたしました海津市総合防災訓練には、暑い中、御参加をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

昨年は職員非常参集訓練と災害情報伝達訓練を行い、本年は複合型災害対策合同図上訓練と、市民の参加を得た複合型総合防災訓練を実施いたしましたところであります。この訓練は、市民参加型の訓練を主眼とし、さらには各防災関係機関相互の協力連携体制の確立を目指し、実施したものであり、会場となりました大江地区の市民の皆様方には、どなたも立って見ているだけでなく参加をしていただきました。避難、応急手当て、初期消火、小破壊救出、土のうづくり、炊き出し訓練など積極的に参加をしていただいて、大変感謝をいたしております。

防災訓練は、毎年場所を変え、訓練内容も、多くの市民の皆さんの参加を得て、訓練地域に適した実効性の伴うものを実施してまいりたいと考えております。

次に、避難所となる公共施設の耐震化につきましては、現在策定しております防災計画で33カ所の公共施設を避難所として指定する予定でございますが、そのうち25カ所の施設については耐震化をされております。残り8カ所のうち小学校3カ所は、来年度耐震化してまいります。残り5カ所につきましては、中学校統合に合わせて実施するとともに、順次耐震化を進めてまいります。

避難所の看板につきましては、現在、61カ所に設置してありますが、大きさや図柄等に統一がないため、避難所の見直しに伴い、一目見たらすぐわかるような、そういった統一看板の設置を検討いたしているところでございます。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 川瀬厚美君、再質問はございますか。

〔4番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 川瀬厚美君。

4番（川瀬厚美君） 全市的に訓練を行うことによって、各自治会は自分の自治会の中に医師がいるかいないか、または何科の医師がいるか、看護師さんが何人いるかとか、またそういう手当ができる人が何人いるかとか、そういう把握もできると思います。また、全市的にそういう把握をされて、市としては、一朝有事の際にはそういった人たちにどのように働いてもらうか、どのように機能させるか、そういった計画ということもあっていいのではないかなというふうに私は思います。

いろんな建設業者とか、そういう業者においては、市としてそういう協定は結んでみえると思いますけれども、やっぱりその細かい部分においても計画されたらどうかなというふうに思っております。

それから、公共施設の耐震の件においては、どのような工事がされて、どれくらいに耐えられるんだということを我々は知らんのだと、そういうことも聞かせてほしいという声もありますから、やっぱり安心ということにおいて、情報の提供も可能な範囲提供していただけたらというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 現在、海津市は、小学校が10校ございますし、中学校が5校ございます。このすべての学校が、生徒の生命を守るという観点から、全部耐震化を計画いたしておりますところでございまして、先ほど申し上げましたように、来年度、大体そちらの方は完成すると思っております。そういうことが、これは市民の皆様方、議員の先生方の御理解をいただいて今進めているところでございますが、こういう市町はほかにはないと考えております。そういった意味で、先ほど申し上げました避難所33カ所につきましては、今まで起きた地震には耐え得るような耐震補強と私は聞いておりますけれども、そういったことを積極的に市民の皆さん方にお伝え願えればありがたいなあとというふうに思っております。

それから、全市を挙げてというお話でございましたけれど、それも一つ大きな大切なことだと私は思います。しかしながら、海津市4万人弱、これ全市を挙げて行うということも大事だろうかと思いますが、その前に、おっしゃいましたように、今、自主防災リーダー、災害が起きたときに、とりあえず自分たちで守っていかななくてはいけない、そちらの方をこれ

から研究していただく。これは後でまたあるかと思いますが、自治会ではお話を消防署の方からさせていただきましたけれども、そういったものを積極的につくってまいりたい。その中で、先ほど川瀬さんがおっしゃいました地域地域の対応性をつけていただきたいと、これは地域によって全く異なるわけでありまして、そういうことをお願いしたいなあというふう
に思っております。

そして市全般のことに关しましては、今現在、この計画を、先ほど申し上げましたけれども、今年度中に作成をいたします。それを作成いたしましたら、すべて小冊子にして各御家庭に配付をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（水谷武博君） 川瀬厚美君、再質問はよろしゅうございますか。

〔「はい」と4番議員の声あり〕

飯 田 洋 君

議長（水谷武博君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可いたします。

飯田洋君。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

10番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきましたので、私は自主防災組織の推進について、市長にお尋ねをいたします。

近年、発生が警戒されている東海地震では、県内において震度6弱から5強が予想され、甚大な被害の発生が心配されています。さらには、東南海地震と南海地震が時間差で起きるケースも心配されています。阪神・淡路大震災から11年が過ぎましたが、その後においても新潟中越地震等、大きな被害をもたらした地震が発生しておりますが、災害には季節や地域により特性があります。防災の基本は、まず自分の身は自分で守ることとされています。日ごろから災害への心構えを持ち、備えを万全にすることが大切な命や地域を守ることにつながります。

災害の発生直後、電気・水道・ガスがストップした状況下で、まず自分自身を守るためには、日ごろから災害時にどうすればよいか、事前に家族みんなで話し合っておく。さらに、備えや備蓄しておく食糧や器具も必要であります。

家族の安全が確保された後は、隣家の安全や地域ぐるみの避難、救出・救護活動へと移りますが、日ごろの家族での話し合いや備蓄は、そっくり地域活動、自主防災組織の活動につながるものであります。

災害発生直後、地域の協力による活動を展開するため、以前から自主防災組織の結成が叫ばれています。自主防災組織では、多くの市町村で、本部、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成、活動を例示しています。災害時には市の災害対策本部と

の連携が必要ですから、地域の状況にもよりますが、同じような編成が活動しやすいと思います。

備蓄備品についても、防災対策強化地域では早くから整備されていますが、この備蓄備品についても、この地方特有の地層から起こるであろう液化化現象による被害が多く発生すると心配されていますので、それに対応した機材が必要と思います。

そこで、自主防災組織の活動・訓練を想定したマニュアルの作成・配布と、現在でも消火栓備品の整備補助金がありますが、さらにこの地方特有の災害時に適した備品をリストアップして、自主防災組織が購入する場合に補助対象とする制度を設け、自主防災組織の結成推進と充実を図ってはどうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（水谷武博君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 飯田洋議員の、自主防災組織の推進についての御質問についてお答えをいたします。

自主防災組織の育成につきましては、現在、鋭意取り組んでいるところであります。本年5月12日に開催されました自治連合会総会の場におきましては、全自治会長・区長さんに自主防災組織結成の手引きを配布し、説明をさせていただいております。

9月1日現在、土倉、幡長、松山台、帆引新田、日原、長久保、者結の各自治会から自主防災組織の結成が届け出られておりますが、ほかにも多くの自治会長さん、区長さんが、防災活動や訓練についての相談にお越しいただいております。

御質問の自主防災組織活動マニュアルにつきましては、先進地の事例を参考にしながら、この地域に適したものを作成するため検討いたしております。

なお、消防本部において先進地の事例等の紹介もいたしておりますので、ぜひ皆様方にも御利用いただきますようお願いを申し上げます。

自主防災組織に対する助成につきましては、現在、補助対象事業となる防災備品及び活動事業等について検討を進めております。

自主防災組織は、総合開発計画においても重点事業として取り上げており、自主防災組織リーダー研修会の開催等も通じて積極的に育成を図ってまいります。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 飯田洋君、再質問はございますか。

〔10番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 飯田洋君。

10番（飯田 洋君） 今、市長さんから補助制度についても積極的な答弁をいただきました

。私も火災現場等は数多く経験がございますけれども、そういった場合に市民からの供出と
いいですか、備品の協力はなかなか難しゅうございます。また、個人の家庭にはない、いろ
んな機材が必要になってくる場合があります。ぜひ積極的な補助制度の活用をしていきたい
と思います。

以上、要望でございますので答弁は結構でございます。

議長（水谷武博君） ここで皆様にお諮りをいたします。時間も経過をいたしました。休憩
をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、ただいまから20分休憩をとりまして、10時30分再開といた
します。

（午前10時10分）

議長（水谷武博君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

議長（水谷武博君） なお、答弁者に申し上げます。ただいま議員の方から答弁が聞きづら
いということがございました。マイクに近づき答弁を願いたいと思いますので、よろしくお
願いをいたします。

それでは、引き続きまして一般質問を続行いたします。

堀 田 みつ子 君

議長（水谷武博君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可いたします。

堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いた
します。

今、政府・与党は、定率減税の半減・廃止などの庶民増税や医療保険制度を改悪するなど、
社会保障分野でも負担増と給付削減をして、国民に一層の犠牲を押しつけています。

住民の困難に対応していく地方自治体として、社会的に弱い立場の人に犠牲を押しつける
国のやり方に異を唱えるとともに、「三位一体改革」の名による地方財政へのしわ寄せがあ
り、大変困難も予想されますが、市独自の支援策を取り組むべきときだと考えます。

そこで、しわ寄せが大きい障害者、高齢者にかかわる、次の二つの問題についてお尋ねい
たします。

一つ目には、障害者自立支援法に関してであります。

障害者自立支援法の現状と課題について、施設の方に話を伺う機会がありました。特に強調され印象に残っている言葉は、この障害者自立支援法は、自立支援法などではなく、自立破壊法だと言われたことです。この障害者自立支援法では、自己負担金の増加に伴う課題が、応益負担、定率負担とも言いますが、この導入により2006年4月からサービス利用料の原則1割負担が始まったことで出てきました。これは障害が重い人にとってサービスを利用するほど、上限額が設定されているとはいえども負担がふえるということになります。また、働ける人たちにとっては、授産施設で働いて得られる工賃よりも応益負担の方が多いたることがあるといった問題です。さらには、実費負担として食費や日用品費なども必要になります。

また、障害者のみの問題ではなく、障害者自立支援法により月額払い制度から日額払い制度に変わったことによって事業者側の減収につながり、施設を維持できなくなる可能性もあります。さらには、障害程度区分の認定も知的障害者や精神障害者は区分が低くしか出ないことや、区分により利用できるサービスが限定されること、区分と報酬単価がリンクしていることなどの問題点も上げられました。そして、認定調査員、審査委員の問題にも言及されました。

そこで、多くの問題を抱えていますので、せめて市として独自の支援策を取り組めないか、次の点についてお尋ねしたいと思います。

一つ、障害程度区分の訪問調査は、職員もしくは委託で行われると聞きます。調査員は専門性が求められますが、どのような資格を持って行っておられますでしょうか。

2. グループホーム、ケアホームを利用している方は、10月1日から障害者自立支援法が適応されます。障害程度区分によっては現在受けているサービスが受けられなくなる可能性もあるのではないのでしょうか。区分の段階によらず、現在受けているサービスが受けられるように、最低限現状維持ができる対応が必要だと思いますが、どのように考えておられますでしょうか。

3. 6月の第2回定例会では、利用者負担の軽減について、もう1段階軽減ができるような規則を定めていきたいと答弁されましたが、どのような軽減策が検討され、そしてできましたでしょうか。

以上についてお願いいたします。

二つ目の問題は、介護保険制度についてであります。

介護保険制度が改定されて、そしてこの4月から実施されています。それまでは要介護1でも介護度の見直しのために要支援1や2になる方もあり、今までどおりのサービスが受けられなくなることもあり得るのではないのでしょうか。何人の方が介護度が変わったのか、またサービスの低下はないか、お尋ねいたします。

次に保険料のことですが、海津市では介護保険料も値上げされ、定率減税の半減や老年者控除の廃止などで今までの保険料の支払い段階より2段階も3段階も上になり、大幅な負担増になる人もあります。経過措置もとられていますが、2年後の最終年度には値上げされた額の保険料を支払うこととなります。どの段階にも減免を求めたいところですが、せめて1・2段階の人に対する減免制度をつくれないうか、お尋ねしたいと思います。

この2点について、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の御質問にお答えします。

1点目の障害者自立支援法についてのお尋ねですが、最初の訪問調査を実施する認定調査員については、障害者自立支援法施行規則第10条に厚生労働大臣が定める研修を修了した者と規定されております。この研修は、都道府県が実施し、認定調査に従事する者が障害程度区分認定における客観的、かつ公平・公正な認定調査を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を目的といたしております。

現在、市では障害福祉課及び健康課職員12名、市が委託いたしました指定相談支援事業者である社会福祉法人岐阜県いちい会職員3名、養南病院関係者5名が研修を受講の上、認定調査員として業務を行っております。

2番目の、グループホーム、ケアホームを利用されている方の10月以降のサービスについてのお尋ねですが、10月以降、グループホームは審査対象外施設で、障害程度区分の制限がないため、訪問調査のみで従来どおりの利用が可能です。

一方、ケアホームは審査が必要で、障害程度区分2以上となります。ただし、指定事業所認定をケアホームとグループホームの両方で取得することで利用制限をなくすことができ、今後は、事業所に対し、利用者が不利にならないように制度の運用を指導してまいりたいと思っております。

3番目の、利用者負担の軽減についてのお尋ねですが、一部の障害福祉サービスについて、提供状況、提供時間やこれまでの経緯を踏まえ、激変を緩和する軽減措置を講じております。具体的には、基本的機能に係る手話通訳者派遣事業は無料、児童デイサービス、訪問入浴サービスは5%負担、授産施設「はばたき」は、市内在住者に限り、障害の程度によりますが、おおむね5%負担とし、さらに、世帯の家計状況に応じ2.5%の負担となるよう軽減をしております。とりわけ、「はばたき」の有料化により相当額の依存財源の確保が可能となり、その財源を活用しながら障害児タイムケアなどの新規福祉サービスを実施してまいります。

2点目の、介護保険制度の改定によりどのくらいの方が要介護1から要支援1・2に介護

度が変わり、またサービスの低下はないのかとのお尋ねですが、この4月から7月まで、前回、要介護1の方で更新された方は114人お見えになります。そのうち、要支援1が5人、要支援2が21人、残りの88人は要介護1から要介護5に認定をされました。今回の制度改正の目的は、要介護状態にならないように介護予防サービスの充実を図られたものであると承知いたしております。

最後に、第1・第2段階の人に対する減免制度の創設については、介護保険法第142条により、市町村は、条例で定めるところにより特別の理由がある者に対し保険料を減免できると定めております。ここにいう特別の理由とは、国の指導により、災害または生計中心者の死亡・失業により保険料の納付ができなくなった場合を対象にしており、所得段階の第1・第2段階の方の軽減は含んでおりません。また、その制度そのものが助け合いの趣旨からスタートしており、財源は応分に負担する保険料で賄うものであると認識をいたしております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君、再質問はございますか。

〔2番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、障害者自立支援法についてを、まず最初にお尋ねしたいと思います。

ケアホーム、グループホームの問題ですけれども、実際に施設の方の勉強してみえるというふうなところでお尋ねしてきたところによると、どうしても障害程度区分によって利用可能なサービスというのが限られてきて、実際に海津市の方も利用してみえるというふうにお聞きしましたけれども、今までホームで暮らしてみえて夜間なんかの、当然これは費用の問題なんですけれども、お金があれば幾らでもそんなのはできるかもしれないです。今言われた利用者の不利益にならないようにというふうに、サービスが継続できるようにという言葉もありましたけれども、その費用を、ただただその利用者だけに押しつけるのかという問題もありますので、その点について、今後、区分によって利用できなくなるというようなことがないように少し検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、今、調査の方、どこの方とは言われませんでしたから、当然海津市の方ではないというふうに思っておりますけれども、調査員は研修を修了した方というふうに言われました。どこかの研修を修了して調査をしてみえるんでしょうけれども、その人の実際にふだんの生活を見ている、そしてその人を見ている施設の方なんかには言わせると、本当に簡単に、「ああ、できるね」とか、「もう大丈夫だね」とか、「こういうことはもうできちゃう」とかというふうにして、結構障害の認定が低くしか出ないような調査の仕方だったと言われました。そういうことのないように、障害を持って生まれるなり、障害を途中で受けたりとい

うことは、その人のせいなのかというふうではないと思いますので、ぜひとも普通に暮らせるといふことを考えて対応していただきたいと思います。

軽減策をいろいろ考えてはいただいております。それと、幾つかの市でもいろいろ軽減策が、可児市だとか、それこそ高山市だとか、いろいろと軽減策が報道されております。今、こうやって考えていただいたので、持っていた新聞に障害者の家族の触れ合いというのが報道されていまして、海津と養老の。そのときにも金銭的な負担というのが大変になってくるからということも報道されていまして、今後とも市だけでなく、例えば県で支援策というのを考えてもらうために、きちんと県への要望を、当然、共産党としても県への要望は出してあります。それで、市長としても、きちんと県に、先ほど福井議員が言われましたけれども、裏金問題というふうな、要は資金をプールして、場合によっては横領罪というふうなことも言われている人もある中で、そういうようなことにどうして使って、なぜこういう障害者の支援であるだとか、そういう社会的な弱者への支援ができないのかというふうなことも含めて訴えていただきたいと思いますというふうに思いますし、市長も追及する側であったはずですので、よく見ていただいていると思います。その中で、議員で見えたときに県のことを追及してこれなかった分、きちんと対応していただきたいと思いますというふうに思います。

それで、まずグループホーム、ケアホームの利用者の負担にならないようにという言葉だけでなく、何か今後考えていただきたい。経理はどうか、そのことをまずお尋ねします。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 以前県会議員をしておりましたので、岐阜県の不祥事に対しましては、力及ばずということで大変申しわけなく思っておりますが、私は平成11年に県会議員にならせていただきました。それ以降の動態については新聞報道で知らされているとおりでございます。そのことは、まずもっておわびを申し上げたいと思っております。

それと、県と市とをごちゃごちゃにしないでいただかないようお願いを申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたように、海津市は3町が合併いたしまして、その合併することによりまして、いろいろな事業の見直し、すり合わせを行って、そして今はガラス張りの市政を行わせていただいているということでございます。

それと、障害者程度区分認定における客観的、かつ公平・公正な認定調査を実施すると、このためには相当認定をしていただく方も、市としては注意を払ってお願いをいたしております。過日、この認定をされる方々の会合の中で、区分1を上げるか下げるかによってその方の受けるサービスが変わってくるということで、相当激論が交わされておりました。私は、そういった意味で、よい方に認定委員になっていただいたなあという思いでございます。前もっていろんな調査を、その方々は仕事をされる中ではございますが、いろんな資料に目を通して、そして現実を見られてその中で判定をしていただくわけでございますが、その判定

が及ぼす影響度について、おのおのの委員の方々が非常に重く受けとめておられます。そういった方々に認定していただけるということ、まず堀田議員さんに御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） すみません、ごちゃごちゃにしたわけではございませんけれども、ただ、本当に障害者の立場に立って、県の方にもきちんとした支援策をつくっていただけるように要望してくださいということなんですね。そういう裏金をつくっているよりは、そうやってきちんとやっていただきたいということをお願いしたいというだけです。

次に介護保険制度についてなんですけれども、特に減免のことなんです、全国の市長会であるとか町村会の方では、国庫負担の分を、今25%なんですけれども、それを30%にしてくださいというふうな要望を出してみえるそうですね。ぜひとも、それを強く国に対しては要望を続けていただくということをお願いしたいと思います。

本当に第1段階というのは、生活保護と、それに準ずるような段階の方であるわけですね。そういう方に対して、いろんな減免の仕方もあると思いますけれども、条件つきとか、ひとり暮らしでその状態でやってみえる方は、生活保護を受けてみえるならいいんですけれども、生活保護は受けずに頑張るよというような方に対して、何か考えられるかどうかということをお考えです。

それと、この保険制度の見直しということで、要介護1とか要介護2の方も要支援だとか要支援2というふうな形になって、実際にサービスを受ける量が、利用料金の上限設定がどうしてもできていますので、介護度1と要支援とでは、たしか半分ぐらいじゃないでしょうか。そこでも同じことなんですけれども、お金があれば幾らでもその先受けられますけれども、でも、ぎりぎりのところでやってみえる方なんかでも、本当にサービスが受けられなくなってはということをお心配するわけです。その点に対してどうなのかということをお聞きしたいのと、どうしてもこの減免制度を、今、特別の理由だったらというふうに言われましたけれども、その特別な理由の中にいろんな、減税がなくなってしまったとか、控除が廃止されたとかというふうな部分も加わって、今までよりもずっと負担がふえてきた、そういうふうな方もいっぱい見えると思うんです。そういうことも勘案しての減免制度を、市で頑張ってつくって、そして国に対して、こんな制度では困るじゃないかということをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 実は先ほど新しいサービスということで、昨年の認定から、今度更新

された 114人がお見えになりまして、要支援 1 が 5 人、要支援 2 が 21人、残りの 88人は要介護 1 から要介護 5 に認定されたということでございます。

実はこれは私ごとでございますけれども、私の母が脳梗塞になりまして倒れまして、病院で治療していただきました。そして退院をいたしました。この病院にいる間は医療でございますが、退院いたしますと、これは要介護の部類に入ってまいります、当初は、やはり右手、右足に麻痺がございましたけれども、自分で努力することによりまして、この麻痺も解消してまいりました。今は元気で生活いたしておりますが、その麻痺が残っているときに認定されまると、これは要介護 3 とか 4 とかになるかと思いますが、今認定していただきますと、多分要支援 1 か要支援 2 であろうというふうに思います。その方その方の症状に応じて、その都度、これは認定をしていくということでございます。

私は、要介護認定を受ける社会よりも受けない社会、そういったものを自然体としては目指していったらよいのではないかなあと、こういうことを言うとあれですが、十分要介護していただく方はしていただいて、そしてこれからは、できるだけ予防という旨の方に重点をシフトして行って、けさもラジオを聞いておりましたら、100歳人口ということで、日本では 1 万 8,000人の方が 100歳を超えておられるようでございます。そういった成熟した社会を構築できていったらよいなあとというふうに思っておりますが、そういう状態になられた方には、要介護判定で必要な方には必要な対応をしていく必要があるというふうに考えておりました、堀田議員さんが県や国へ要望しなさい、そういったことに関しましては一生懸命努力してまいりたいと、このように考えております。

議長（水谷武博君） ありがとうございます。

これをもって、一般質問を終結いたします。

報告第10号 専決処分の報告についてから認定第 4 号 平成17年度海津市介護老人
保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

議長（水谷武博君） それでは、ただいまから日程第 4、報告第10号から日程第26、認定第12号までの報告 3 件、諮問 1 件、補正予算案件 5 件、条例案件 8 件、事件案件 2 件、認定案件 4 件、以上を一括上程し、市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） それでは、提出いたしました諸議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、報告案件 3 件について、順次その内容について御説明を申し上げます。

報告第10号及び報告第11号の損害賠償の額の決定については、本年 7 月 5 日、城山中学校

校舎の窓ガラス落下により駐車してありました教職員の自動車が破損したため、その賠償金を支払うものであります。

報告第12号の損害賠償の額の決定については、本年6月22日、平田町仏師川地内の市道において発生しました公用車の出会い頭による衝突事故の賠償金を支払うものであります。

いずれも、全国自治協会自動車共済保険により全額補てんされるものであります。

以上3件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、水谷敬子委員が任期満了であります。引き続き同氏を推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。

続きまして、補正予算案件5件について、順次その概要について御説明を申し上げます。

最初に、別冊1の議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ6億769万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ156億5,725万7,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、各科目において職員人件費を計上していますが、これは4月の人事異動に伴う人件費の過不足を補正するものであります。

総務費の総務管理費では、行政評価支援業務委託費120万円、集会施設整備費380万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、今年度末に県内全市町村をもって設立されます後期高齢者医療広域連合設立準備費として124万3,000円、障害者自立支援システム改修費380万円、障害児タイムケア事業費385万2,000円を計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、地域生活支援事業費として270万2,000円、老人保健事業の生活習慣病健診事業903万5,000円、麻疹及び風疹混合予防接種事業費として377万3,000円を計上いたしました。

教育費では、教育総務費に幼児教育・保育検討委員会設置費として12万円、小学校費に寄附金による図書購入費375万4,000円、中学校費に城山・南濃中学校の耐震補強計画委託料として2,300万円、来年度から日新中学校に開設する障害者学級のための施設改修費936万円、寄附金による図書購入費224万6,000円、社会教育費に歴史民俗資料館の貝塚等の展示施設設計業務委託費として200万円、保健体育費に寄附金による体育備品購入費100万円をそれぞれ計上いたしました。

平成17年度決算による繰越金を勘案し、将来の財政負担軽減のため、公債費に繰越債5件を繰り上げ償還することとし、公債費に1億3,485万4,000円計上するとともに、諸支出金の基金費に国営土地改良事業基金積立金4億円を計上いたしました。

歳入については、特定財源の負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、寄附金で 1,789万 5,000円を、一般財源で繰越金 5 億 8,980万円計上いたしました。

なお、平成17年度決算による繰越額は、繰越財源を除きますと16億 2,904万円となりました。

次に、議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ64万円を追加し、補正後の予算額を 1 億 6,414万円とするものであります。

これは昨年末の大雪によりましてといが破損いたしましたので、補強とあわせて修繕を行うものであります。補正財源として、一般会計繰入金64万円を充てるものであります。

次に、議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ 421万 3,000円を追加し、補正後の予算額を 2,681万 3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、介護支援専門員 1 名の増員に伴う職員人件費 374万 9,000円のほか、在宅ケアマネジメント支援システム及びパソコンの借上料、備品購入費を計上いたしました。補正財源として、認定調査手数料 140万円、繰越金 281万 3,000円を充てるものであります。

次に、議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ 421万 6,000円を追加し、補正後の額を20億 3,598万 6,000円とするものであります。

地域包括支援センターの運営経費の不足分 242万円と介護予防事業に係るビデオ作成委託費に 179万 6,000円を計上いたしました。補正財源として、国・県・市・支払基金の法定負担金として 269万 9,000円、一般会計繰入金71万 4,000円、繰越金80万 3,000円を充てるものであります。

次に、議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ 207万円を追加し、補正後の予算額の総額を15億 2,877万円とするものであります。

人事異動により職員人件費の補正であり、補正財源として、水道使用料 207万円を充てるものであります。

続きまして、条例案件 8 件について、その概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、本年 8 月 2 日の国民健康保険法の一部改正により名称の変更や本人の負担区分の改正が行われたため改正するものであります。

議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例についてですが、

知的障害者通所授産施設「はばたき」は、県より本年9月1日付で知的障害者福祉法に基づく事業所認定を受けることができました。これにより平成24年3月31日をめどとした経過期間において知的障害者福祉法に基づく運営を行っていくものでありますが、施設設置に係る根拠法令が本年10月1日から障害者自立支援法に移行するため改正するものであります。

議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例については、障害者自立支援法に基づく、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令により障害児通園訓練施設における児童デイサービスの提供に当たる指導員の設置基準が変更されたため改正するものであります。

議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律が本年6月21日に公布されたのに伴い、一定以上の所得を有する70歳以上の方について、療養の給付に係る一部負担金の割合を2割から3割に上げるとともに、出産育児一時金を30万円から35万円に上げるものであります。いずれも平成18年10月1日から施行となるものであります。

議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定については、現在、西勝賀団地の浄化槽は、合併浄化槽維持管理等に関する覚書により雑入で徴収しておりますが、今回、使用料として徴収するため条例の制定をするものであります。

議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定については、企業誘致を促進するための工場等設置奨励金と雇用促進奨励金を交付する条例を制定するものであります。

議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、企業誘致を促進するため昨年10月に制定いたしました。今回提案しております海津市企業立地促進条例と重複する部分等がありますので改正するものであります。

議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例については、水晶の湯の入場者が減少傾向にありますので、平日の利用者増並びに団体客、老人利用者の増加をねらいとして利用料金を改定するものであります。

続きまして、事件案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第86号 海津市総合開発計画基本構想についてですが、総合開発計画は、合併時に策定した「新市まちづくり計画」を尊重するとともに、講座や座談会等を開催し、常に市民参画を念頭に置いて進めてまいりました。また、総合開発計画審議会や市議会の皆様方からも貴重な御意見をいただくとともに、市といたしましても全庁体制で計画づくりに取り組んできたところであります。

総合開発計画の概要といたしましては、まず基本理念に「連携を強める」「活力を高める」「調和をはぐくむ」という3本の柱を設定しております。さらに、目指すべきまちの将来像を「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」とし、副題を「心のオアシス都市」と

しています。特に本市では人口減少傾向があらわれており、これに歯どめをかけることが最重要課題ととらえるとともに、土地利用の基本方針では、本市域を六つのゾーンに区分し、総合的に調整を図りながら均衡ある発展を目指してまいります。また、施策の大綱では7本の基本目標を示し、そのもとにそれぞれの施策を盛り込んでいるところであります。

総合開発計画審議会からの答申では、「審議の過程で出された意見や市民から寄せられた多くの意見を十分尊重するとともに、施策の実現に向けて最善の努力をされるよう要望します」との提言をいただきましたが、今後、総合開発計画の実施に当たりましては、行政評価を軸に財政計画や行財政改革との有機的連携を図りながら、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、組合構成団体の名称を変更するため、この規約を定めるものであります。

次に、公営企業会計決算認定案件4件について御説明申し上げます。なお、決算書は別冊3、監査委員意見書は別冊4として提出しております。

初めに、認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定については、水道事業の業務量といたしまして、給水戸数が1万894戸で、旧3町合計前年度比207戸の増、年間有収水量は399万2,339立方メートルで、同前年度比1.3%の増でございます。

収益的収支については、営業収益が5億5,467万1,139円となり、旧3町合計前年度比2.2%の増、営業外収益は2億4,328万3,842円で、同前年度比21.7%の減でございます。一方、事業費用では、営業費用が5億3,887万948円で、旧3町合計前年度比0.2%の増、営業外費用は2億4,944万3,805円で、同前年度比1.8%の減でございます。この結果、当年度純利益は95万2,727円の黒字決算となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が負担金、補償金、出資金により1億2,895万527円で、資本的支出は、下水道工事に伴う配水管の布設替工事、企業債償還金等により5億1,300万8,751円となり、3億8,405万8,224円の収入不足が生じましたが、不足額については、過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

認定第2号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、収益的収支は、事業収益が1億9,721万5,434円となり、事業外収益が4,315万4,873円でございます。一方、事業費用では2億3,341万6,089円、事業外費用は317万9,848円でございます。この結果、当期純利益は377万4,370円の黒字決算となりました。

資本的収支については、資本的収入が他会計負担金により699万円で、資本的支出は、備品購入、企業債償還金により2,678万1,296円となり、1,979万1,296円の収入不足が生じましたが、不足額については過年度損益勘定留保資金により補てんをいたしました。

認定第3号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算については、収益的収支は、事業収益が2,923万7,550円となり、事業外収益が2,633万8,008円でございます。一方、事業費用では5,287万8,597円、事業外費用は54万9,054円でございます。この結果、当期純利益は214万7,907円の黒字決算となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が他会計負担金により500万円で、資本的支出は、施設改良工事費、企業債償還金により732万4,760円となり、232万4,760円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては過年度損益勘定留保資金により補てんをいたしました。

認定第4号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算については、収益的収支は、事業収益が4億5,588万2,502円となり、事業外収益が59万9,984円でございます。一方、事業費用では4億4,382万5,576円、事業外費用2,679万5,121円、特別損失1万6,600円でございます。この結果、当期純損失は838万880円となり、前年度繰越利益剰余金839万3,491円と合わせて1万2,611円の黒字決算を結ぶことができました。

資本的収支については、資本的支出のみでありまして、施設改良工事費、企業債償還金により3,513万4,143円となり、3,513万4,143円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金により補てんをいたしました。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（水谷武博君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、順次質疑を許可いたします。

ただし、日程第4、報告第10号から日程第6、報告第12号までの専決処分の報告については、この報告は地方自治法第180条2項の規定による報告でございますので、質疑・採決は行いません。

次に日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。諮問第2号については、原案に異議なしと答申してよろしいか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定いたしました。

それでは日程第8、議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、

質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） この指定寄附金のことなんですけれども、今年度はそれぞれのところへプラスしてこの寄附金が行くのでしょうか、学校の図書費だとか。たしか前年度、その寄附金の分を財源振りかえをして削った。今回は見ているとプラスだなあというふうに思うんですけれども、その経緯というのか、去年、たしか寄附していただいた方に同様なお話をされて、じゃあ、ことしはこういうふうになったのかなというのが少し気になったまでなんですけれども、その点をちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） ただいまの堀田議員の御質問でございますが、小学校・中学校費の図書費につきましては増ということで、それから社会教育費につきましては、今工事をやるものの充当ということ、それから体育の備品につきましては、そのものを新しく購入させていただくということで、それぞれ寄附者の同意を得てこういう経過になりましたことを御報告申し上げます。

議長（水谷武博君） ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

17番（星野勇生君） 補正予算書の13ページをお開きいただきたいと思いますが、海津市誕生前に広域連合として3年何ヵ月だったと思いますが、海津郡3町でサンリバー広域連合というのがありました。それ以後、久しぶりに聞く名称として広域連合が出てまいりましたが、先ほどの市長の説明では、岐阜県下全市町村を対象にということで準備委員会を立ち上げられて、現在、もう進んでいるかに聞いております。

お尋ねしたいのは、この設立の目的、それから広域連合の仕組み、設立することによってのメリット、もう一つは国保連合会とのかかわりについて説明をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問につきまして、お答えさせていただきます。

今回、初めて後期高齢者の医療広域連合会の設置につきましての補正予算をお願いしたところでございますが、9月から若干準備にかかっておりまして、それに伴いまして負担金が必要となってくるわけでございますが、一応12月までと、それから1月以降というようなことで、いろいろ分けて準備していくわけでございますが、この12月の定例会におきまして、

この規約等についてのお認めをいただくというような計画になっておりまして、それから、準備委員会へ既に各市町から若干の職員が出て準備を進めております。その計画に基づきまして、海津市におきましては19年度までございませんが、その後、20年度ごろには、また職員の派遣というのが必要になってこようと、こんなふうに思っております。

それで、国保連合会との関係につきましても、国保連合会からの職員の応援もいただきながら、また県の方からの職員の応援もいただきながら組織として進めていくわけでございます。

それで、特にこのメリットという質問がございましたが、それぞれの保険体でいきますと、大きいところ、それから小さいところ、いろいろあるわけでございますが、当然一本になれば、そういう問題につきましても、直接その保険者に対して大きな問題ではないんじゃないかと、こんなふうに思っております。

そういう意味で、20年4月から後期高齢者、75歳以上につきまして対応していくというような考え方で進めておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（水谷武博君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） まだまだ説明のつかないところばっかだなあと思いながら聞いていました。この広域連合を立ち上げる設置の目的を明確に示していただき、それから連合としての仕組み、一部事務組合と違って連合と名がつけば、一行政区域というとらえ方を私自身はいたしております。したがって、連合と名がつけば、連合議会の立ち上げにも将来なるんだろうというふうにとらえるんですが、いかがでしょうか。

メリットというのは、まだ正確に見えてこない。国保連もかかわって、じゃあ、徴収はだれがするのか、そういう話に当然なっていくわけですね。組織をつくる準備会でということだったら、参加することでどういったメリットがあるか、これははっきり申し上げていただかないといかんのじゃないかなと。

したがって、目的、メリット、仕組み、国保連とどういったかかわりになるのか、その辺をお知らせください。

議長（水谷武博君） 安藤市民課長。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） それでは、お答え申し上げます。

まず、今回の20年4月から始まります後期高齢者医療制度についてでございますが、先ほど部長が申し上げたとおりでございますけれども、簡単にその目的等を申し上げますと、現在、75歳以上を対象といたしました医療制度は老人保健法に基づいて実施されてきております。これが題名が改められまして、高齢者の医療の確保に関する法律という法律に変わるわ

けてございます。

御承知のように、高齢者社会に突入ということで、年々医療費の増大が見込まれるわけ
ございまして、この広域連合を設置することによって、部長が申しあげましたように、保険
者を大きくして、県内お互いに保険者が助け合う、大きくなることによって効果的にそれが
実施されるのではないかと、設立について意義があるのではないかというふうに思っており
ます。

なお、この広域連合は、新しくできました法律の48条によりまして、市町村は後期高齢者
医療の事務を処理するために、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を
設けるものとする、さらには、18年度の末日までに広域連合を設けるものとする、と
いう法律の定めがございます。これに基づきまして、去る8月10日でございますが、岐阜県
の後期高齢者医療広域連合設立準備会が設立されました。今回、補正でお願いをいたして
おりますのは、これに伴います向こう1月ごろまでの準備委員会での、主に職員の人件費で
ございますが、その他の経費の全市町村の負担金を、今回、補正でお願いをするものでござ
います。

それから組織でございますが、準備委員会の事務局の開設は、9月1日に岐阜市の市役所、
柳津振興事務所でございますが、現在のところ仮事務所でございますが立ち上がっており
ます。

組織につきましては、この準備委員会段階での会長は岐阜市長さん、副会長が多治見市長
さん、同じく白川村長さん、それから養老町長さん、監事でございますが美濃市長さん、そ
れから白川町長さん、それから顧問といたしまして県の健康福祉部長さんが委員として就任
をされております。

さらに、部長もお話ししましたが、職員でございますが、現在のところ、県初め11市及び
国保連合会から2名、派遣されております。県が1名、岐阜、大垣、高山、多治見、関、中
津川、羽島、恵那、土岐、各務原、可児市から各1名及び国保連合会から2名でございます。
将来、来年の2月になりますと、さらに3名が市町村から派遣、増員となります。さらに、
19年度からは増員されまして、33名体制となる予定となっております。

なお、海津市におきましては、4年間に2年の派遣ということで、派遣の内容等も今決め
られておりまして、海津市の派遣は19年と20年度、2年間にまたがるものというふうな今の
ところの予定でございます。

それから、今後の予定でございますが、広域連合の設置の議決、それから広域連合の分賦
金等でございますが、これを12月の議会で上程をさせていただき手はずに、県の予定にもな
っております。

さらに、県知事に対しまして広域連合の設置申請が19年1月中旬に行われまして、設置許

可がありますと、広域連合の設置は19年2月上旬になるかと思っております。

さらに、広域連合設置後の各市町村の分賦金につきましては、19年3月の議会でお諮りをさせていただき見込みとなっております。

正式に制度が始まりますのは20年4月でございますので、19年4月に33名体制になりまして、以後の準備が進められるということでございます。

それから、議員がおっしゃってありました連合の議員、長とか、あるいは議員の選挙等も、来年の3月ごろに予定がされております。

それから、広域連合の以下の役割等でございますが、広域連合におきましては、保険料の決定と医療の給付等、それから市町村におきましては保険料の徴収事務が市町村の事務とされております。それと、窓口等の受け付け、申請等の事務が、現在のところ、そんなような内容となって進められておるところでございます。以上でございます。

議長（水谷武博君） ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

17番（星野勇生君） 先ほど「法」という言葉が出ましたが、この48条とはどの法を準則として上げられたのか。法律の名前だけお願いしたいと思います。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） 高齢者の医療の確保に関する法律でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝議員。

9番（山田 勝君） 2点お尋ねをさせていただきたいと思いますが、補正予算書の18ページをお願いいたします。

歴史民俗資料館の管理費として委託料 200万円が計上されておりますが、こちらの説明を見ると、コンサルタントの設計業務委託ということが掲示してありますが、どのような設備をされるのか。200万円ものコンサルタント料で、いかほどの経費をかけられて設置される予定なのか。マンモスを預かっても保管ができるよう施設をつくれるようなつもりなのか、それをちょっと具体的に教えていただけたらということと、あわせて、市民の中から、資料館なんかは我々市民の大変なお荷物であるという声が非常に強くなっておるやさきに、またしてもこうして、メリットがあるのかなのか、大変疑問な中を改装されるということが、果たして海津市としてやっていくべきことなのかどうかということも、あわせてひとつ御説明をいただきたいと思います。

次に、19ページになりますが、体育施設費、これは平田グラウンドの放送設備ということですが、今まではどうなっておったのか、あるいはそれが使用不能になったので買いかえる

のか、設置し直すのかということについてもちょっと教えていただけたらと思いますので、以上2点お願いします。

議長（水谷武博君） 神野歴史資料館長。

歴史民俗資料館館長（神野正美君） それでは、御質問いただきました山田議員にお答えいたします。

今現在、資料館につきましては、平成5年当時開館いたしまして約14年経過したところでございます。その間におきましては、従来の高須輪中、今で言います海津・平田町さんの旧の体制の中での文化・歴史等を中心に皆様方に紹介したようなところでございまして、合併をしまして、今度市域型の資料館として、今、南濃町さんの方に県で幾つも事例のない貝塚という貴重な文化遺産もございまして、そういったものも総体的に紹介していこうというのが一つのねらいで、今回、改装計画の一端といたしまして、それに伴ったコンサルをしていこうという形の中で200万円を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（水谷武博君） 次に、大井スポーツ課長。

参事兼スポーツ課長（大井喜代次君） 山田議員の御質問の平田グラウンド放送設備等の備品ということでございますけれども、これにつきましては、当初はございまして、次第に老朽化に伴いまして、今回、放送設備を新たに買いかえさせていただくものでございますし、それからこのほかには、それぞれの体育施設の方にございますライン引きとか、それから卓球台等も購入させていただいてということで、この100万の備品購入は、全額グラウンドの放送設備ということではございませんので、つけ加えさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝議員。

9番（山田 勝君） せっかくこういった説明書つきでいただいたんですので、もうちょっとそこまで説明を書いていただけたらありがたいなあという思いがします。これからは、ひとつそういたくだらん質問はしなくてもいいような内容説明をお願いしたいと思います。

どのような施設をということをお尋ねしたら、貝塚を保管という説明ですが、貝塚を保管するのに、もう少し具体的に、どのような保管施設をつくれるのか、概要だけでも教えてもらえませんか。

議長（水谷武博君） 神野資料館長。

歴史民俗資料館館長（神野正美君） 内容等につきましては、旧南濃町さんの貝塚を含む古墳関係を全体的に展示したいなど。それを今の1階のホールのところを一部改装いたしまして、そこを常設展示といたしまして、1階における分を南濃町さんの古墳等における歴史・文化の常設展示に持っていきたいというような形で思っております。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第9、議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部寿議員。

11番（服部 寿君） この補正予算は、市長から説明がありました、大雪によつてのといの破損、修繕ということでございますが、昨年12月と1月、大雪があったわけでございますけれども、その補修がしてなかったということであると思ひますが、せんだつても、つい最近、平田を中心に、当然、南濃町も豪雨が来たわけでございますけれども、家というのはといがいかれますと家屋等にも被害が起こると思ひますので、早急にしなくちゃいけないことを補正ということでございますので、1点ちょっと疑問に思ひますし、また保険共済等の観点から、これはどのような処理を、一般財源から64万の支出ということでございますけれども、そういう補償制度の方はどうなつておるのか、お聞きいたします。

議長（水谷武博君） 小野産業経済部長。

産業経済部長（小野清美君） 服部議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回のといの修繕工事でございますが、昨年の大雪で一部破損をいたしましたんですけれども、部分的に正常な部分もございますが、工事の見積もり等をしましたところ、今年度の当初予算の工事請負費の中で処理ができないかということで、他の工事とあわせて検討しておりましたところ、どうしても財源不足が生じたということで、全体工事の一部不足部分の64万円を今回補正でお願いしたいということで計上させていただきました。

なお、財源につきましては、特別会計の予備費も不足でございますので、一般会計の方から補てんをしていただくために繰り入れをお願いしたところでございます。

あと、施設の保険の関係につきましては、その状態によりまして……、ちょっと私聞いておりませんでしたので、申しわけございません、後で調べて御報告をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部寿議員。

11番（服部 寿君） 今の部長の説明と市長からの説明と、今、山田議員もおっしゃいましたように、我々その説明を受けますと、この64万がといの修繕工事というふうに思つてしまつております。今の部長の答弁ですと、それじゃなくて一般財源から、不足部分もこれからということでございますので、より鮮明にそれは説明していただかないと、一般的に言いま

すと、本当に64万がといの修繕工事とってしまいますので、それは当然、我々議決するのはそこまでは入りませんけれども、説明の中でそういう説明をしていただけると勘違いということもなくなりますので、よろしくお願いします。

それから、保険共済のことでございますけれども、被害が昨年度、12月と1月ですのでそのときに処理されているのかわかりませんが、一般的に言いますと、総合保険共済に入っておりますと、当然風雪も対象になると思いますけれども、その点も踏まえて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） 今回の64万円の補正につきましては、といのみの修繕と補強でございます。

先ほど部長の方で説明いたしました財源的なものにおきましては、工事費の中で当初持っておりました。その差金で対応できないかということで待っておりましたが、それだけ差金が出なかったもので、今回、補正をお願いするということでございます。

そして保険の方につきましては、金額的に少ないということと、もう一つは、弱い面があったので、その辺がちょっと微妙なところがございましたので、今のところ対象外という形でおさめさせていただいております。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第10、議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第11、議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第12、議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第13、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） これは3月に質疑を行うところだったかもしれませんが、確認する意味でお聞かせ願いたいと思います。

入院時食事療養費が更生医療にも関係するものでしょうか。例えば、人工透析などの食事療養費というのにも含まれているのかどうかということと、それから入院時生活療養費というのは何を指すのかということをお教えいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問でございますが、当然保険対象ということでの考え方ございまして、負担金は必要になると、こんなふうに理解しております。

それから生活療養費につきましては、居住費とも言うわけでございますが、部屋代等に該当するかと、こんなふうに考えております。

議長（水谷武博君） そのほかにもございせんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） 居住費って部屋代ということですかね。それは、例えば個室だからというような、そういう意味での部屋代なんでしょうか。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 保険で見られる場合と見られない場合がありますが、当然、個室の場合は差額料というのが支払われると思っておりますが、それとは別に普通の一般の部屋でも自己負担が必要になってくるというような考え方で、今言われているのは大体 320 円になるかと思っておりますが、そのお金に該当するものでございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございせんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第14、議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

質疑はございせんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第15、議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） 定員が結局は設置基準の関係で30人というふうになるんですけども、現在、各施設の利用者は何人かということをお聞かせください。

議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 御質問に御答弁をさせていただきたいと思っております。

これは平成17年度の実績でございますが、まつぼっくり園、ささゆり園、オーロラ園、3園ございまして、延べ利用人員でございますが1,619名ということでございます。それを1日に換算をいたしますと、3園で6.77人の利用が平成17年でございます。

それで、今回、定員の方を実際には削減をするわけでございますが、1日当たり30人を限度として指導ができるという定員でございますので、現状を考えまして、6.77人という利用実績でございますので、30人まで到達することはないだろうということで、今回、支援法の政令に基づきます規則の方に改正をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第16、議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） この第6条1項第4号に該当する人数をお聞かせください。

それと、収入のおおよその目安というんですか、それはどれくらい以上だというようなことを、現役世代と同等ぐらいとかというふうな言葉だけでは、ちょっと私もわかりかねますのでお願いします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 人数につきましては、課長が来ましたら、また後、報告させていただきたいと思いますが、現役並みの所得といいますのは、住民税課税所得145万円と、こんなふうに言われております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） すみません、課税所得 145万と言われても、私、税理士でも税務に精通しているというわけでもないものですから、おおよその、大体これぐらいの家族構成ぐらいだったら幾らぐらいの収入だよというふうに言っていた方がわかるんですけども。

議長（水谷武博君） 安藤市民課長。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君）ここに例が書いてあるのをちょっと申し上げますと、現役世代、夫婦2人世帯の場合でございますが、年収が389万円の場合、いろんな諸控除をいたしまして、控除が244万、そうしますと年額の課税所得が145万ということになりますので、収入が389万の世帯、これは現役の夫婦の世帯でございます。

高齢者の夫婦の2人世帯の場合でございますと、年収が621万円、諸控除475万円、これは給与とか年金等が入ったモデルかと思いますが、こうした場合に課税所得が145万円になるということでございます。

さらに、高齢者の単身の世帯の場合でございますが、年収が484万円の場合は諸控除が338万円ありまして、課税所得は145万円というモデルがありますので、これで御説明をさせていただきます。

それから対象でございますが、例年更新をいたしますけれども、この7月でございます、その際の数でございますが、これはこの条例の2割から3割に上がる方のお答えになるかどうかわかりませんが、国保の70歳から74歳までの方を対象にした場合、1,084世帯ございまして、2割世帯が88世帯、それから1割世帯が1,716世帯、この法律の改正及び所得の状況によってどれだけの人が影響を受けたかというのは、ちょっとこの数字からは読み取れませんので、現在、対象者の方が2割世帯が88人と、そのほか1割世帯の方が1,716世帯あるということでお答えとさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第17、議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定について、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第18、議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） この18と19にちょっと関連いたしますので、19はまだ議案に提出されておられませんけど、ちょっと中身的に、先ほど市長の説明もありましたように、重複する部分があるので改正ということですので、とりあえずお願いしたいことは、これ、二つ一括上程にしてもらえんやろか、そうせんと質問しにくくなるので、18と19を。

議長（水谷武博君） 両方を上程ね。

6番（永田武秀君） そうそう、ちょっと一たん終わります。

議長（水谷武博君） 永田議員からの要請でございます。私も理解できますので、それでは、続きまして日程第19、議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して質疑を許可いたします。

永田武秀君。

6番（永田武秀君） ありがとうございます。

ちょっと条文の解釈違いをしておるかもわかりませんのでお許しをいただきたいと思えますけれども、海津市企業立地促進条例の第4条、それともう一つは企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部云々で32、33、34でありますけれども、まず4条の第1項では、本条例は後ろの4条に該当するのでこの条項は該当しないという解釈でありますけれども、4条の2項については新しく、要するに後ろの3億以上ですか、そういった大規模なものについては、この条項は適用されるのかされないのか、お尋ねいたします。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） この4条の第2項の分につきましては、すべての企業に該当いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） そうしますと、これ非常に矛盾が出てくるんですけれども、1人につき16万円とし、160万円を上限とするということは、つまり10人までしかだめだということでもありますけれども、次の方の先ほど言いました34ページの4条の条項によりますと、「新規地元常用雇用者10人以上」となっております。つまり、ここの条項に該当する人は、要するに10人までが天井で、その最低限の数字の補償しかもらえないというようなことで、確かにだめとは言えませんが、何か下の方というか、こちらの企業立地促進条例の該当者は非常に範囲が広いわけでもありますけれども、この後ろの方の一部改正の条例に関しては、要するに10人以上ですから、それ以下はないわけでもありますので、そういった点を考えると、何か整合性にちょっと乏しいんじゃないかというような気がいたすわけでもありますけれども、その点が一つ。

それからもう1点は、最初の方の企業立地に関する条例においては、初期投資固定資産に対し云々ということで、これについては取得云々ということが定義づけとしてはなっていない。それで、後ろの4条においては「固定資産の取得」という言葉が明確にうたわれておるわけですね。そうすると、この前の条例と後ろの条例というのは、規模の違いによって分けられておるといふふうに解釈をするわけでありまして。そうなりますと、この前の条例と後ろの条例の中身が、言葉等についても何とか整合性を持たせないと、例えば取得についても、前は「額に対して課す」というような表現でありますし、今の16万円と160万円を上限するというと単純計算ですと10人と、ちょっと問題があるんじゃないかなあと。間違っているという意味じゃなくして、そういった点はちょっといかがかなあとしますので、この点は改めてもらって、これは賛成するわけでありましていいですけども、これは検討の余地ありと思いますが、見解はいかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） この条例制定に当たりましては、中小企業を主眼に置いて計画はさせていただいたわけですが、条例をそのまま読みますと、大企業の方も該当してまいります。今の10人を限度といたしますと、固定資産税の免除の方におきましては、11人、12人と雇用されましても10人という形になりますので、この点、もう一度検討する余地が出てくるかもわかりませんが、趣旨といたしましては、中小企業という形で計画させていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 確かに今の中小企業法の第2条によれば、出資額、資本額が3億円以下となっておりますので多分そういうことではあるけれども、市の趣旨としては、一方は中小企業法、一方は何法が根拠になるかちょっとわかりませんが、そういった点、海津市へ進出してこられる企業は、大きければ大きいほど経済効果も大きいと思っておりますので、そういう点は今後の一つの課題として、ぜひ取り上げていただけたらなあとこの思いですので、この条文に反対するわけではございませんけれども、ひとつ今後の検討課題にさせていただきたいというお願いを申し上げまして、質問を終わります。以上です。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、議案第83号及び議案第84号の質疑を終結いたします。

続きまして日程第20、議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） すみません、連続で、実は料金の回数券のことでありますけれども、できれば何でこうなったのかなあという理由もお尋ねしたいと思うんですけれども、休日の大人の場合は11回で5,000円と、1回の料金が500円で1枚割り引きがあるわけでありまして、なぜか平日券については大人1人当たり400円ということで、12回で4,800円だということは、ただ掛け算をただけということで、普通こういう場合、子供の場合でもそうでありますけれども、それから老人はこうやって割り引きということがあって、300円ということで回数券がないと思われるんですけれども、やっぱりこういった点、回数券でまとめて買うメリットというのは、ちょっとおまけがあるので買うと、一般的にはそんな解釈でありますけれども、休日の方の500円についてはそういう恩典があるんですけれども、平日の大人、小人に対してはそういう恩典がないのはどうかなあと思うんですけど、何かこれも特別な意味があるんでしょうか。

私は、これも議題として出ていますので、これに反対はしませんけど、こういった点は、将来的にはこれも配慮をすべきではないかなあという思いがいたしますが、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） この平日のみ有効回数券を設定させていただきました理由は、土曜・日曜・休日と比べまして、平日は極端に入場者が減るわけでございます。ですから、こういう平日に対する恩典を加えて、平日にたくさんの人に利用していただけないかなという考えで、11枚で5,000円を12枚で4,800円と、1枚余分につけて200円値引きした形にさせていただいたような計算でやっております。

そして、老人割引、身障者割引につきましては、回数券を買っていただければ、それはいいんですが、既に400円という数字を切っておりますので、これは一回一回の形でお願いできないかなという意味でございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 趣旨は私はよくわかるんですけど、一般にカウンターへ来た人が、平日は400円だと、じゃあ回数券を下さいと言ったときに、掛ける12では、細かい話やけど、人間の心理として、回数券を買う、もとは5,000円のやつだから、割り引いてもらうから、こうやって計算したらこうです、そんなことはふるへ入りに来る人は考えんと思う。要するに、400円出した、お客さん、どうですか、よくお見えになるならひとつ回数をといて、幾らですか、12掛ける4,800円だと、一緒じゃないかという思い、単純な考え方ですよ。そ

いう意味からも、これをどうこう今はできませんけど、そういうことも今後は、入場者をふやすには、おっしゃったことはそれで十分理解できます。ただ、より一層その気持ちをそのようにさせるには、もうひとつそういった配慮も必要なのかなあと、こんな思いがいたしておりますので、その点も、ぜひひとつ配慮を今後をしていただけたらというお願いでございますので、よろしくをお願いします。

議長（水谷武博君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 服部寿議員。

11番（服部 寿君） 市長から提案説明の中で水晶の湯の利用者が減っておるということで、この改正案で利用者増をねらっておられると思います。当初予算の中でも本年度は昨年より利用者が減で予算化されておりますけれども、この9月、今、半年を過ぎようとしておりますけれども、現状的には月別でわかっておると思いますけれども、どのぐらいの減少であって、このままいくと当初の予定よりも減少率が何%ぐらい行くかということで、当然、担当課長、担当部の方で、こういう条例改正をして少しでもリピーターをふやそうという形で計画されたと思います。それは私も大賛成でございます。当然それは執行部だけではなく、我々議員もいろんな方法を模索しながら、ある施設をたくさんの方に使っていただく、リピーターもふやしていただく方法を考えなくちゃいけないと思いますので、まずもって、今データであるなら教えていただきたい、1点でございます。

それから、前の質問で終結してしまいましたけれども、関連で、議長、許していただけるなら再度質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。南濃の水晶の湯の補正予算に関してのことでございます。

議長（水谷武博君） それじゃあいいです。

11番（服部 寿君） 課長の答弁で、64万円の大雪に関するといの補正は少力で、いわゆる保険の対象外であろうということで、といの補修で64万ということでございますが、南濃の湯がオープンして約3年だろうと思いますけれども、全体の修繕ということになると、これは設計的なミスではないかと。雪の被害でなく、いわゆる保険の対象外であるということで、全面的にといを直されるということになれば、どこかおかしいのではと。一般家庭でいくと、そんな3年ぐらいでといを修繕するということもないと思われまので、その点、保険の対象、微々たるものということで申請もなされなかったのかわかりませんが、築3年といいますか、オープン3年ぐらいでその工事費がかかるということも踏まえて、再度質問させていただきますが、よろしくをお願いします。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） 先に補正予算の方から回答させていただきますが

、事業実施に当たりましては、業者の方と、今、服部議員が言われましたこと、私ども認識いたしておりますので、交渉で少しでも向こうの瑕疵責任を問いたいというふうに思っております。

その点、どれだけと言われますと、ちょっと困りますが、できる限りの折衝はさせていただくつもりであります。

それから、収入の減でございますが、今のところ一番落ち込んでおりますのは6月のときに18%ほど、あとは5%とか4%とかというようなところでございますけれども、これでまいりますと、年間予定では10%近くの収入減に陥るのではないかなというふうに考えておるわけでございますが、今回、この条例改正を認めていただきまして、少しでも回収に努めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部寿議員。

11番（服部 寿君） まずもって補正に関しては、企業努力といいますか、折衝の方をよろしく願いいたします。

それから、利用者減でございますけれども、あらゆる方法を我々も、言いましたように考えていかななくてはいけないなあと。今でも補正を踏まえまして、3,300万円ぐらいの一般財源からの繰り出しをしておるということでございますので、12月補正、また3月補正の方で、財源不足が発生したから、じゃあ、親方日の丸的に一般財源から出すというのも特別会計の趣旨からしましてもおかしくなる可能性もございますので、鋭意努力をお願いしたいと思います。

それから、私の勘違いかわかりませんが、永田議員の質問で1人当たり1回400円、回数券で12枚で4,800円ということで、団体割引で1人1回400円という解釈ではないかと私は思うんですけれども。

議長（水谷武博君） 横井商工観光課長。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） 団体割引は、1人1回400円、子供240円という形でございますが、平日のみ有効回数券も4,800円になっておりますので、12で割ると400円という永田議員の解釈であるというふうに私は受けとめましたので、先ほどのような回答をさせていただいたわけでございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第21、議案第86号 海津市総合開発計画基本構想についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） 確かに全協などでも発言もさせていただいておりますけれども、ここで確認というか、答えていただきたいと思います。

一つには、この中にパートナーシップであるとか、協働でとか、連帯を強めるという言葉もしっかりと書かれております。そういうことを考えますと、アンケート調査に始まって、まちづくり講座とかに取り組んでいただいて、大変御苦労さまでございます。ただ、インターネットなどでの意見集約もされてきているとは言いながらも、最終的にまちづくり座談会を取り組まれました。このまちづくり座談会、本当にある程度職員の方がお近くの方を誘われて、こちらに来てくださいというような取り組みをされたならまだしも、それこそ普通に、職員、関係者以外というのは数%だったというふうに見ております、参加しましたので。これでは、時間もなかったというふうな答えもあるかもしれませんが、これからの取り組みとして、本当に協働していく気持ちがあるというふうなら、どのような御決意で協力関係を築いていきたいのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、これは言葉で書いてあるので、こういうものというのは、言葉の意味はこのままの言葉の意味を考えていけばよろしいんですね。深読みするとか、そういうようなことが必要なかどうか。余分なことですけれども、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 小澤企画部長。

企画部長（小澤一郎君） 総合計画は、市民とのかかわりといいますか、市民参画のもとで、いろいろ講座とか、あらゆる方法でやってきたつもりなんでございますが、ただ1点、今、堀田議員さんがおっしゃいましたように、3会場で開きましたまちづくり座談会につきましては、前もって新聞折り込み等でそれぞれの会場の周知をさせていただいたわけですが、強いて言えば、過日、どなたかの質問があったかと思いますが、せっかく行政広報無線がございますので、そういったものも利用しながら進めれば、もう少し効果が上がったというふうに思ったのは反省いたしておりますが、現実にああいうような結果になったということについては、変な言い方ですが、私の方としては、そういったことで門戸を開いておったつもりでございますが、やっぱり宣伝の方法が下手というか、そういった周知の方法が下手であったがためにああいった結果になったということだろうと思いますが、若干、市民の方のそういったものに対する意識というのも少し低いのかなと、そういったことも個人的には思ったわけですが、これからはつきましては、そういったことの趣旨を踏まえまして、ここの計画にありますように、市民協働について、あらゆる面でそういったことを重視しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、最後の質問でございますが、書いてある文言についての意味合いについてでござい

ますが、ちょっと趣旨が私理解できないところもございますが、素直にそのようなふうで、書いてあるとおりに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） 今、住民の方のその意識的なことを言われましたけれども、今まで意外に行政に対して期待、言ってもしょうがないわというような、言ってもそう変わらないしみたいな、前にも一時的な花火みたいな形で話を聞かれたけれども、でも、1回で終わってしまったわねというようなことも少しはあると思うんですよ。そういうことのないように、これからも協働を築いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 前回の全員協議会でもちょっと申し上げたんですけれども、福井議員からの質問もありましたが、いわゆる自主財源の問題だとか、いろいろ考えたとき、国の三位一体改革の骨太の方針の中で、今後、税源移譲でどんどん市へ移されてくると。そういうことになると、当然、自主財源をいかに市としてつくり上げていくかということが、大きな一方でのまちづくりの重要な柱ではないかなあと、こんなふうに思っておるわけです。そんな意味からも、これはでき上がっておりますので、これ以上どうこうしようとは申し上げませんけれども、一つの思いとして、ちょっと前申し上げましたのは、平田から油島までの県道沿線の活性化を、もう少し何とか色づけられなかったのかなあと。と同時に、そのことによって県道拡幅の工事の促進にも必ずやつながっていくんじゃないかなあとという思いから、そういった点が入っていなかったのは非常に残念ですけれども、どこかに何かを足していただいたという報告を聞いておりますので、これについてはこれ以上言いません。

もう1点、この海津市にとって大きな昔からの念願であります新架橋建設の問題について、この22ページのカラー写真の中に大きく矢印がかいてあるのが、ひょっとすると私は新架橋の位置かなあとと思うけど、これ間違っておるかな。

議長（水谷武博君） それは後で答えますが、それでいいですか。

6番（永田武秀君） それで、私は、もしこの位置だとするならば、この受ける通過点の道路沿線の新都市機能促進ゾーンというようなところに本当は入っておったら、よりそういったものの架橋の建設等も拍車がかかるんじゃないかなあと。ただ、田んぼの中を歩いていってくれと、そのために橋をといっても、お国の事情等を考えたときには非常に難しいなあと

思うわけでありまして、これも計画ができましたので、これを追加せよとは言いませんけれども、そんなことも入っておいたらなあという思いで今質問させていただいておりますので、まずお答えいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 小澤企画部長。

企画部長（小澤一郎君） お答えさせていただきます。

この矢印につきましては、元来、この基本のベースが合併いたしましたときのまちづくりの協議会といいますか、合併いたしましたときにつくりました計画がベースになっておりますが、その中でもこういうふうに掲げられておりますが、あくまでこれは新架橋の意味をあらわした、この辺だというようなことを、かねがね今までのいろんな動きからこういったものが推測されますので、この矢印は新架橋の方向づけのといいますか、その意味でございます。

それと、過日、永田議員からは全協のときにもお話がありましたように、土地利用について、もう少し積極的にこの図にあらわすとか、そういったことがこのまちにとっては将来大変重要なことではないかということでございます。特にそのことはよく理解できるわけでございますが、そのときにも答えましたように、とりあえず現在の段階としましてはこういった色づけにさせていただいておりますが、そのことによって少し文言は変えたつもりでございますが、それはそれとして、近い将来、来年になるか再来年になるかわかりませんが、国のそういった土地利用の見直しに伴って、海津市も都市計画課の方で土地利用の見直しをされるというふうに聞いておりますので、そういった個々の事例も、また後日出てまいりますので、そういったときにも、また永田議員からもそれに対するいろんな意見も言ってもらえば、そういったところでまたこういった個別の修正といいますか、方向づけがまたさらにされていくというふうに思っておりますので、そういった機会もございますので、ぜひそういったことを利用されまして、よろしくお願ひしたいと思います。きょうの時点ではこういった計画にさせていただいておりますが、あわせてよろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） もう簡単にします。この計画は変更できませんので、さっきから言っておるように私も賛成しますのであれですけれども、いずれにしても、国の方針等、いろんなことを考えたときには、こういったソフトな面も考えていってほしいと思いますけど、そういった財源ということ考えたときには、私は今まででも一貫して言ってきたんですけれども、土地の有効利用ということは、このまちの大きな課題でありますし、市長のお父さんが立派な圃場整備事業をやられて道路網がされましたので、その土地の一部を有効利用しな

がら、いわゆるまちの財源確保、そして企業やら多くの人たちがこのまちに住んでくる、逆に言えば、それも少子化を食いとめる方向にもなっていくような気がいたしますので、ぜひともそういった機会にそのようなことも行政の方で検討、そしてさらには進めていただけるようお願い申し上げます。以上です。

議長（水谷武博君） そのほかにございせんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝君。

9番（山田 勝君） 人間、3週ずつ食事しなきゃならんことになっておるのやが、これどうなっておるの、何か言うたらどうやね。

議長（水谷武博君） すみません、これが終わってから申し上げますので、それまで、今質疑でございますので。

ここでお諮りをいたします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第86号 海津市総合開発計画基本構想については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 海津市総合開発計画基本構想については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

皆様にお諮りをいたします。ただいま山田議員からも御意見がございましたが、時刻が12時半になっております。あと議案は少しでございますが、10分程度で御協力いただければ終わるものだと解釈いたしますが、続行するべきか、休憩をとって午後再開するかということでございますが、私は、できましたら続行して、皆様に御協力を願いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、続行させていただきます。御協力のほど、よろしく願いを申し上げます。

続きまして日程第22、議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第73号から議案第85号までの計13議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第85号までの計13議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。なお、審査は9月21日までに終了し、議長に報告を願います。

ここで認定第1号から認定第4号までの各会計決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

監査委員 伊藤仁夫君、登壇して御報告願います。

〔監査委員 伊藤仁夫君 登壇〕

監査委員（伊藤仁夫君） 監査委員の審査結果の報告をいたします。

平成17年度海津市水道事業会計決算、平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算についての報告をいたします。

去る6月14日に会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成17年度海津市水道事業会計決算、平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の地方公営企業法に基づき会計処理された4会計は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で審査結果の報告といたします。

議長（水谷武博君） 監査委員の報告が終わりました。

質疑を許可いたします。

最初に日程第23、認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第24、認定第2号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第25、認定第3号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第26、認定第4号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第4号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり当委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第4号までの4議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りをします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名をいたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長。

議会事務局長（森 賢一君） それでは、6名の決算特別委員を発表させていただきます。

川瀬厚美議員、永田武秀議員、福井恭平議員、飯田洋議員、松岡光義議員、赤尾俊春議員、

以上でございます。

議長（水谷武博君） お諮りをいたします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、全議員の御理解の上、事前に6人の特別委員の互選により、委員長に松岡光義議員、副委員長に川瀬厚美議員と通知がございましたので、御報告を申し上げます。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月21日までに審査を終了し、議長に報告を願います。

閉会中、議長において決定した議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣決定一覧表をもって報告にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、山口市、郡上市議員研修につきましては、それぞれ派遣議員より報告書が提出されましたことも、あわせて御報告を申し上げます。

散会の宣告

議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

皆様には、大変長時間にわたりまして御慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。議員の皆さん、そして執行部の皆様には、昼食の時間も超え、長時間にわたりましたこと、議長の進行を心からおわび申し上げて、散会をいたします。ありがとうございました。

（午後0時39分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年9月11日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員